

お客様 各位

平成20年12月3日
岡部株式会社
旭化成建材株式会社

4号建物へのベースパック柱脚工法のご採用について

柱脚に関する建築基準法その他省令として以下のような記載があります。

第66条（柱の脚部）

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

平12建告第1456号（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件）

建築基準法施行令（以下「令」という。）第66条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び第八十二条の五を除く。）を行った場合においては、この限りでない。

- 一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及びニからへまでの規定は、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。
- イ 略
- ロ 略
- ハ アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の二十倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、この限りでない。
- ニ 略
- ホ 鉄骨柱のベースプレートの厚さをアンカーボルト径の一．三倍以上としたものであること。
- ヘ アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に五ミリメートルを加えた数値以下の数値とし、以下略

ベースパックの形状寸法は、上記のうち「ハ」及び「ホ」と「ヘ」を満足しておりません。

しかしながら、すべての仕様において、「ホ」と「ヘ」について同告示中のただし書きにある令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を実施し、「ハ」についてアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことを実験等により確認しています。

日本建築センター一般評定の審査においても、これらの構造計算や確認結果について建築基準法令、その他技術規準並びに委員会が定めた基準に照らし適正なものであるとの評価を得ております。また、法20条に定める4号建物に適用できないとの制限も受けておりません。

従って、ベースパックは平12建告第1456号に抵触しておらず、建築基準法上において4号建物に使用することも可能であると判断しています。

以上